

信書便事業に関する意見交換会の運営について

1 目的

- (1) これまで総務省においては、信書便事業説明会の実施等の周知活動や信書便事業者に対する検査を実施することにより、信書便事業の適正な運営の確保を図ってきたところ。
- (2) 本年3月1日現在で特定信書便事業者は111社となり、今後の信書便事業の適正な運営の確保には、多様化するビジネスモデルの実態や行政へのニーズを的確に把握することが必要であると考えているところ。
- (3) 一方、信書便事業者においても、新たなビジネスモデルの構築、他の信書便事業者との業務連携による需要拡大を図る観点から、他の信書便事業者の事業の現状や取組状況について情報提供を要望する声がある。
- (4) このような事情を踏まえ、関係者が一同に参集し、信書便事業における課題等に関する意見交換の場を設けることにより、事業者のニーズを的確に把握するとともに、信書便事業の適正な運営の確保に資するため、意見交換会を開催することとする。

2 参加対象者

- (1) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第6条及び第29条の許可を受けた者（信書便事業者）とする。
なお、やむを得ない事情で、信書便事業者以外の者が信書便事業者の代理で出席する場合については、当該代理出席者はオブザーバーとして参加することとする。
- (2) 総務省においては、郵政行政局信書便事業課職員、各地方総合通信局信書便監理官及び沖縄総合通信事務所信書便監理官とする。
なお、必要に応じ、郵政行政局の職員、各地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所において信書便事業の監督に従事する職員も参加（傍聴含む）することとする。

3 会議の運営

- (1) 本会合の運営は、総務省郵政行政局信書便事業課が行う。
- (2) 本会合は必要に応じ、開催することとする。
- (3) 本会合については、原則非公開とする。